

## 第9回町田市農業委員会総会議事録

(2019年11月25日)

- 議長 　　ただ今から、第9回 町田市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の署名委員は7番・山下委員、8番・尾作委員を指名致します。  
それでは議案の審議に入ります。  
日程第1、議案第20号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。  
別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局長 (2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)
- 議長 　　暫時、休憩いたします。  
　　　　　( 休 憩 )
- 議長 　　再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願い致します。
- 小野委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 石坂委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 議長 　　議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。  
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。  
これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。  
　　　　　( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。  
続いて日程第2、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」別紙により上程します。  
別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます
- 事務局長 (申請者、申請の土地、農地の一時転用理由について説明)
- 議長 　　暫時、休憩いたします。  
　　　　　( 休 憩 )
- 議長 　　再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願い致します。
- 中嶋委員 (農地の現況について報告)

- 議長 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
- 石坂委員 普段は水田だと思うが、耕作していますか。
- 事務局 一部、町田市があっせんで貸している土地があり、そこは耕作しています。中には耕作していない農地もあります。
- 石坂委員 何年か耕作出来なくなるが、契約は何年くらいですか。
- 事務局 だいたい4年くらいです。
- 横田委員 畑の中を管が通るため、畑が分けられるが、農作業的には支障はないのですか。
- 事務局 業者と地権者との間で確認をしています。どうしても分断してしまうところは、スロープ型のものを通して登っていけるように対応するなど、意向確認はきちんとしています。
- 土方委員 地目が田だが、現地は畑ですか。
- 事務局 殆どが畑です。
- 土方委員 工事車両は入れるのですか。
- 事務局 今回は大きな土工事がないため、それほど大きな工事用車両が入らないでも対応出来ると借人から聞いています。
- 山下委員 業者と地権者で契約をしていて、地権者が農地を貸している場合、金銭面で2重取りにならないのか。
- 事務局 貸している農地の部分については、管路の部分の面積を除いた変更契約を結ぶため、2重取りにはなりません。
- 小林委員 最終的に管末は鶴見川に流れるのか。
- 事務局 鶴見川の支流のタイラ川になります。
- 小林委員 ヤードの面積だけの流量で350mmですか
- 事務局 そうです。工事に出てくる水は流しません。雨水排水のみです。
- 議長 他に質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局長に一括報告いたさせます。

- 事務局長 専決事項（農地法4条7件、5条20件、納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書10

件)

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について  
0件）

議 長 暫時、休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。